

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示書類)

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号
株式会社ダブルユー
代表取締役 肖 俊 偉

株式会社ダブルユー（以下「当社」といいます。）と株式会社玉屋の100%子会社である株式会社ミッシュマッシュ（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、当社と吸収合併消滅会社との間で2023年1月20日付けで締結された合併契約書に基づき、同年3月1日を効力発生日として吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

当社は、公正性・妥当性を期すため、第三者機関として株式会社レキシコムを選定し、デューデリジェンスを実施いたしました。その上で、本合併に用いられる合併交付金の算定にあたって、独立した第三者算定機関に対する株式価値算定等の依頼を行っておりませんが、株式会社玉屋との間で慎重に協議・検討を重ねた結果、MISCH MASCH(ミッシュマッシュ)事業における換金性を有する資産や、本合併後の当社事業とのシナジー効果等を多面的に評価し、当社及び株式会社玉屋との間で合理的と認められる範囲での合併交付金の決定に至りました。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

確定した最終事業年度はありません。

(2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併の効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

本吸収合併効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込があるものと判断しております。

以 上



合併契約書

株式会社ダブルユー（以下「甲」という。）と株式会社ミッシュマッシュ（以下「乙」という。）は、本日次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（存続会社、消滅会社の商号及び住所）

本合併の当事者である甲及び乙の商号及び住所は以下の通りである。

甲（存続会社）

株式会社ダブルユー

本店所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号

乙（消滅会社）

株式会社ミッシュマッシュ

本店所在地 大阪市中央区難波一丁目8番1号

第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、本合併に際して、本合併の効力発生日の前日における最終の乙の株主名簿記載の株主（以下「対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等（以下「本合併対価」という。）として金1億円を交付するものとし、各対象株主に対し、その保有する乙の株式数を乙の発行済株式数で除した数に本合併対価を乗じて得た金額を割り当てる。但し、本合併対価の額は、甲と乙の親会社である株式会社玉屋（以下「玉屋」という。）との間で2022年9月28日付けで締結した本合併に係る基本合意書第4条に従い、下記の内容に修正される場合がある。

記

乙の成立の日である2022年12月1日から本合併の効力発生日の前日である2023年2月28日までにおける乙の純損失の額が5000万円を超える場合、別途甲と玉屋との間で書面により合意しない限り、当該超過額を金1億円から減算した額を本合併対価とする。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等の額）

甲が本合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金、任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金 0 円
 - (2) 資本準備金 金 0 円
 - (3) 利益準備金 金 0 円
 - (4) 任意積立金その他の留保利益の額 本合併の効力発生日に甲が乙から承継する正味財産の額
- 2 前項各号の金額は、甲乙協議の上、本合併の効力発生日の乙の資産及び負債の状況等を考慮して変更することができる。

第 5 条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023 年 3 月 1 日とする。ただし本合併手続き進行上の事情により必要な場合、甲乙協議の上変更可能とする。

第 6 条（株主総会等の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までの間にそれぞれ株主総会または取締役会において、本合併に必要な決議を行う。ただし、本合併の手続き進行上の事情により、甲乙協議の上期日を変更できるものとする。

第 7 条（会社財産の引継）

乙は、2022 年 12 月 1 日現在の会計帳簿、貸借対照表、財産目録における計算を基礎とし、それに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債、権利義務を甲に引き継ぐ。

2 乙は、前項の 2022 年 12 月 1 日から効力発生日の前日までに発生した資産、負債の変動について、別途計算書を添付して甲に明示する。

第 8 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの財産を管理し、業務執行を行う。甲及び乙は、財産及び権利義務に関する重大な決定を行う場合には、あらかじめ書面によって相手の同意を得るものとする。

第 9 条（従業員の処遇）

甲は効力発生日における乙の従業員をすべて甲の従業員として継続雇用する。

第 10 条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの期間において、天災地変、甲若しくは乙の著しい財政状態や経営成績の悪化などによって本合併の実行が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本合併の条件を変更しあるいは本契約を解除することができる。

第11条（解除条件）

本契約は、第6条に定める承認が得られないとき、または法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、効力を失う。

第12条（専属的合意管轄）

本契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約書締結の証として本契約書正本2通を作成し、甲及び乙が各自記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

2023年1月20日

甲： 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号
株式会社ダブルエー
代表取締役 肖 俊偉



乙： 大阪府中央区難波一丁目8番1号
株式会社ミッシェマッシュ
代表取締役 竹田 篤史



